

1. 開設者の名称など

- ・開設者 長浜市 市長 浅見 宣義
- ・開設年月日 平成18年2月13日
- ・所在地 滋賀県長浜市八幡東町632番地

2. ステーションの概要

(1) 事業所の名称など

事業所名	長浜病院訪問看護ステーション
指定番号	2560390078号
所在地	滋賀県長浜市大戌亥町313番地
管理者	河野 智一
連絡先	電話：0749-65-4751 FAX：0749-65-4788
通常の事業の実施地域	長浜市内

(2) 職員の職種、員数、職務の内容 (令和 年 月 日現在)

職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者(看護師)	1名		従業者の管理および業務管理
看護師	名	名	訪問看護業務
理学療法士等	名		リハビリ業務
事務職員		名	事務業務

3. 事業の目的と運営方針

長浜病院訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)は、疾病又は負傷等により居宅において継続して療養が必要な状態にある者(以下「利用者」という。)に対し、医療保険を利用した訪問看護サービスを提供します。

- ① 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- ② ステーションは、主治医が発行する訪問看護指示書に基づき、看護師が作成する訪問看護計画書により訪問看護を行います。
- ③ ステーションは、利用者の特性を踏まえ、心身の機能の維持及び回復を図るとともに、生活の質が確保された療養生活が継続できるように支援します。

4. 開所日及び開所時間

営業日・時間	月曜日 ～ 金曜日 午前8時30分 ～ 午後5時15分 (ただし、土曜日は要相談)
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
緊急時の対応のため24時間対応体制をとっています。	

5. サービス提供内容

- ① 病状観察および管理
- ② 清潔の管理および援助
- ③ 褥瘡(床ずれ)の処置
- ④ カテーテルなどの管理
- ⑤ リハビリテーションに関すること
- ⑥ 食事(栄養)の管理および援助
- ⑦ 排泄の管理および援助
- ⑧ 家族その他の介護者に対する指導および相談
- ⑨ 終末期の援助
- ⑩ その他主治医の指示に基づくもの

6. 利用料金

- ① 利用料として、医療保険各法の法定利用料に基づく額の支払いを利用者から受けるものとします。
- ② 利用者は、長浜病院訪問看護ステーション利用表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料およびサービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。
- ③ 基本単位および加算単位は、厚生労働大臣が告示で定める単位であり、改定された場合は、これらも自動的に改定されます。その場合は、事前に書面でお知らせします。

7. 利用料の支払い方法

- 1) 毎月15日前後に、前月分の訪問看護利用料の納入通知をお渡しします。
- 2) 利用料のお支払いは、原則、口座振替によるものとさせていただきます。

利用料は1ヵ月単位とし、当該月の利用料は、翌月28日(休日および祝日の場合はその翌日)に利用者が指定する口座から振り替えます。

※ゆうちょ銀行は利用できませんのでご注意ください。

8. キャンセルについて

訪問看護の利用中止については、訪問当日の営業開始時間（午前8時30分）までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。（連絡先：65-4751）

例：訪問前日午後5時15分まで

9. サービスの利用について

(1) サービスの変更

ステーションは、利用者の必要に応じてサービスの内容を変更します。

(2) サービスの終了

- ① ステーションは、訪問看護を終了するときは、訪問看護終了通知書により利用者またはその家族に通知するものとします。
- ② 事業の縮小やその他やむを得ない事情により、ステーションの都合でサービスを終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。
- ③ その他、ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合または利用者・家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、直ちにサービスを終了することができます。
- ④ ステーションは、利用者、身元保証人またはご家族等が、故意にハラスメント等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をステーションおよびその職員に対して行い、ステーションの申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、適切なサービスを提供することが困難であると認めるときは、文書による通知によりこのサービスを解除することができます。

10. 緊急時の対応について

訪問看護師は、サービスの実施中に利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じた場合は、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるものとします。この場合において、主治医への連絡が困難なときは、救急搬送等の必要な処置を行うものとします。

訪問看護師は、前項に規定する処置を行ったときは、速やかに利用者の家族及び関係機関へ連絡するとともに、管理者にその内容を報告します。

11. 事故発生時の対応

- ①ステーションは、サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族及び医療保険各法の保険者又は後期高齢者医療広域連合に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- ②ステーションは、前項の事故により利用者に賠償すべき損害が生じた場合は、所定の手続きを行い、損害賠償を行います。

1 2. 秘密保持、個人情報の利用について

- ①ステーションの職員は、業務上知り得た利用者またはそのご家族の秘密保持を厳守します。また、その職を退いた後においても秘密を漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービスが終了した後も継続します。
- ②ステーションは、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族の同意を得て行います。

1 3. 高齢者虐待防止

ステーションは、利用者などの人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 訪問看護計画書の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者などの権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

1 4. 非常災害対策

ステーションは、非常災害が発生した場合においても訪問看護事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等と連携し、協力体制の構築に努めます。

1 5. 苦情申し立て窓口

長浜病院訪問看護ステーション 担当者：河野 智一	電話番号 0749-65-4751 8時30分～17時15分 (土・日・祝日を除く)
長浜市役所 高齢福祉介護課	長浜市八幡東町632番地 電話番号 0749-65-7789 FAX 0749-64-1437
滋賀県国民健康保険団体連合会事務局	大津市中央4丁目5-9 電話番号 077-510-6605 FAX 077-522-2628

1 6. その他

(1)ステーションは、看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力をしています。学生の臨地実習は、以下の基本的な考えで臨むことにしておりますので、看護教育の必要性をご理解いただきご協力をお願いいたします。

なお、同行訪問する際には事前にご連絡いたします。

- ① 学生が看護援助を行う場合、事前にわかりやすく、十分な説明を行い、利用者または利用者のご家族の同意を得て行います。
 - ② 学生が看護援助を行う場合、事前に看護師の助言・指導を受けてから、安全性の確保を最優先にして進めます。
 - ③ 利用者および利用者のご家族は、学生の実習に関する意見や質問があれば、同行の看護師に直接尋ねることができます。
 - ④ 利用者および利用者のご家族は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件で拒否できます。また、拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
 - ⑤ 学生は、臨地実習を通じて知り得た利用者および利用者のご家族に関する情報について、他者に漏らすことのないようプライバシーの保護に留意します。
- (2) 訪問看護師は、利用者に対するサービスの提供にあたり、利用者もしくはその家族などからの金銭または物品の授受（茶菓子なども含む）をお断りします。
 - (3) 訪問看護利用料の領収証は再発行いたしません。
 - (4) 訪問看護サービス利用時は、ペットをリードでつなぐ、ゲージに入れるなど、サービス提供に支障がでないようにご配慮願います。